

夢洲第2期区域開発事業にかかる基本協定書（案）

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）及び(開発事業予定者)（以下「丙」という。）は、夢洲第2期区域開発事業（以下「本事業」という。）の実施及び「夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0」（以下単に「マスタープラン」という。）に沿ったまちづくりの実現のため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が実施した本事業に関する公募「夢洲第2期区域開発事業者募集」（以下「本公募」という。）により、本事業の適切かつ確実な実施に向けて、甲、乙及び丙の義務等について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における用語は、本協定に別段の定めがある場合及び文脈上別異に解釈すべき場合を除き、マスタープラン並びに本公募の実施要領、質問回答書その他本公募に関して甲及び乙が提示した文書（以下総称して「実施要領等」という。）で定義された意味による。

（実施要領等の遵守）

第3条 丙は、本事業の実施にあたり、マスタープラン及び実施要領等に記載の内容及び条件を遵守しなければならない。

- 2 丙は、本事業の内容について、本公募で提出した計画提案書類の内容（以下「計画提案」という。）に適合させるとともに、本公募の事業者選定手続に係る選定会議での意見を尊重したものとしなければならない。
- 3 丙は、計画提案を基に、本件土地の開発に関する行政協議・関係者調整を行い、その結果を反映し、作成した計画書（以下「事業計画書」という。）を建築確認申請前に甲及び乙に提出し、承認を得なければならない。
- 4 丙は、計画提案及び事業計画書を変更することはできない。ただし、社会環境・情勢等の変化又は行政協議・関係者調整等により、やむを得ず変更の必要が生じた場合で、丙が書面により甲及び乙の事前承諾を得た場合はこの限りでない。
- 5 甲及び乙は、必要と認める場合は、合理的な範囲内で丙に対し、計画提案及び事業計画書の変更を求めることができる。
- 6 第4項ただし書き又は第5項の規定により事業計画書が変更され、当該変更について丙が甲及び乙の事前承諾又は承認を得た場合には、当該事前承諾又は承認された変更内容について、甲及び乙が別段の意思を示した場合を除き、計画提案についても同一の変更がなされたものとみなす。

7 丙は、甲及び乙との間で、本件土地それぞれについて、「大阪・夢洲地区の地盤沈下管理に関する覚書（以下「地盤沈下管理覚書」という。）」を別途締結し、地盤沈下管理覚書に定める丙の義務を履行しなければならない。

8 丙は、甲、乙及び関係地権者と協議を行い、地区計画の策定に協力しなければならない。

（レガシーの継承と発信等）

第4条 丙は、万博レガシーの継承として、乙から現状有姿で引渡しを受けた静けさの森の樹木を適切に維持管理しなければならない。ただし、甲及び乙がやむを得ない事由があると認める場合はこの限りでない。

2 前項のほか、丙は、計画提案及び事業計画書で示したレガシーの継承と発信に関する内容を実施しなければならない。

（事業報告等）

第5条 丙は、土地売買契約の締結後、甲及び乙が、第3条及び第4条の規定に基づき本事業が適切に行われているか否かを確認するため、甲及び乙に対し、毎年3月末日までに事業報告を行わなければならない。

2 前項にかかわらず、甲及び乙から要請がある場合は都度事業報告を行わなければならない。

3 前二項に規定する事業報告に際して、甲及び乙が、その内容の確認のために必要な資料の提出又は説明を求めた場合、丙はこれに速やかに応じるものとする。

（損害賠償等）

第6条 丙は、本協定に基づき履行又は遵守すべき自己の義務に違反し、又は履行若しくは遵守を怠ったことによって、甲及び乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、計画提案又は事業計画書の内容が実現できない場合又は第3条第4項ただし書き及び同条第5項の規定により変更された場合においても、その責を負わないものとし、丙に損害が生じた場合であっても、丙は甲及び乙に対し損害賠償その他名目の如何を問わず一切の請求をすることができない。

（秘密保持義務）

第7条 甲、乙及び丙は、本事業に関して知り得たすべての情報について秘密保持義務を負い、相手方の事前の書面による承諾なく、当該情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。当該義務に違反した当事者は、相手方が必要と認める措置を直ちに講じなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知の情報である場合
 - (2) 甲、乙及び丙が秘密保持義務の対象としない情報であることを承諾した場合
 - (3) 裁判所により開示が命じられた場合
 - (4) 甲が大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）に基づき開示する場合又は乙が大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき開示する場合
 - (5) その他法令に基づき開示する場合
- 2 丙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲及び乙が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から丙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年大阪府条例第 60 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）を遵守して取扱う責務を負う。
- 3 前項に定めるほか、丙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲及び乙の指示に従う。
- 4 丙は、その役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者、本事業に関連して資金を提供している金融機関又は協力法人、その他関係者等に対し、第 1 項ないし第 3 項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 5 本条に定める丙の義務は、前項に規定する者がその地位を失った場合であっても免れない。

（協定解除）

- 第 8 条 丙が、計画提案又は事業計画書の内容を履行することができないことが明らかなる場合、甲及び乙は本協定を解除することができる。
- 2 第 1 項による解除に起因して丙に損害が生じた場合であっても、甲及び乙は、丙に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず責任を負わない。
- 3 第 1 項にかかわらず、前二条及び前項の効力は本協定解除後も有効に存続するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第 9 条 丙は、本件土地の権利又は義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させる場合には、本協定に定める丙の義務（以下「継承義務」という。）を書面により継承させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。
- 2 前項の継承にあたっては、丙は、当該第三者に対し、継承義務を遵守し履行する旨の甲及び乙宛ての誓約書の提出を求め、あらかじめ甲及び乙に提出しなければならない。

（社名公表等）

第10条 甲及び乙は、丙が本協定に違反したときは、社名及び違反内容を公表することができる。

(本協定の変更)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定内容を変更する必要がある場合、相当の期間をもって事前に相手方に変更内容を申し出たうえ、甲、乙及び丙は協議の上、これを定める。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争につき第一審の専属的合意管轄裁判所は大阪地方裁判所とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、第1条に定める目的を踏まえ、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府 印

乙 大阪市 印

丙 (開発事業予定者) 実印

【※企業グループの場合は、全構成員の記名押印が必要】

物件の表示

本件土地の表示 1

所在地 大阪市此花区夢洲中一丁目 1 番20、1 番25、1 番58、3 番 6、5 番 1、5 番 2
夢洲東一丁目 2 番58、2 番61

地 目 雑種地

地 積 420,062.03 m²

本件土地の表示 2

所在地 大阪市此花区夢洲中一丁目 1 番26、1 番28、1 番49、1 番54、1 番59、5 番 8

地 目 雑種地

地 積 4,011.75 m²